

子育てホームヘルプサービス事業

妊娠期から就学前のお子さんをお持ちのご家庭を対象に、ホームヘルパーが家事のお手伝いをします。

利用できる方 ①～③すべてに当てはまる方

- ① 綾川町住民
- ② 妊娠期から就学前のお子さんのいる方
※産後6ヵ月以上の方の利用は、町長が認めた理由のある方
- ③ 親族等から援助が受けられない方

サービス内容

家事に関する支援

- 調理
- 居室の清掃及び整理整頓
- 衣類の洗濯及び補修
- 生活必需品の買い物
- その他必要な家事

※ 育児に関する支援は行えません。



利用回数・時間

- 月に5回まで、ただし妊娠初期・後期、産後2ヶ月以内は月10回まで
- 1日につき1回3時間以内
- 午前8時半から午後5時半
- 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は利用できません。

利用者負担額

- 1時間あたり300円
- 社会福祉協議会（ホームヘルパー）にお支払いください。
※ 利用日が決定した後のキャンセルについては、利用前日までにご連絡ください。
（ヘルパー訪問時に対象者不在の場合は、キャンセル料1,000円が発生する場合があります。）

登録申請方法・お問い合わせ

綾川町国保総合保健施設えがお又はいきいきセンターで、登録申請書を記入し提出してください。

※申請の際に母子健康手帳と申請者の印鑑をご持参ください。

綾川町国保総合保健施設えがお 綾川町陶 1720-1 電話：087-876-2525
いきいきセンター 綾川町山田下 3352-1 電話：087-878-2212

登録完了後

綾川町より登録完了のお知らせをします。その後、綾川町及び綾川町社会福祉協議会の担当職員がお伺いし、具体的なサービスの調整をします。

綾川町社会福祉協議会 綾川町滝宮 276 番地 電話：087-876-4221